

事業者排出量削減計画書 **新規・変更**

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	千葉県市川市市川1-9-2					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社デイリーヤマザキ					
事業者の主たる業種	小売店のフランチャイズ事業を全国で行っており京都府下で38店舗（平成20年4月現在）の出店をしている					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年4月～平成23年3月					
基本方針	全部門での環境マネジメントシステムの方針に基づき環境に負荷を与えるものに配慮して事業活動を行います。					
推進体制	社長をトップに環境推進室による各委員会での実施計画の策定、四半期毎の進捗管理を行います。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	本部・全エリア・全店舗				
	取得年月日	平成13年12月21日以降2期更新				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20～22	店舗	店舗の電気使用量を前年比1%削減する			
	20～22	店舗	新規出店時の設備は省エネ型を導入し電気使用量を15%/店削減する			
	20～22	地区事務所	営業車の燃費を12km/l以上を維持する			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	2,344 t	2,785 t	18.8 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 2,344 t	*2 2,785 t	18.8 %		
	目標設定の考え方	店舗数は増店（2店舗/年）、新規出店はパン・弁当厨房設備有りの為総排出量は増加するが、新規出店の設備は省エネ型を採用して原単位は削減とする				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	店舗	二酸化炭素換算 床面積・営業時間	0.0000499	0.0000449	-10.0 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
	原単位の指標及び計画数値設定の考え方	原単位の指標として、CVS業界の通例である床面積×営業時間当たりのエネルギー消費量を指標値と設定した。既存12店舗が新店舗に入れ替わる計画での設定とした				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	1,000 kwh	（削減量）		0.338 t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3 0 t			
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 2,344 t	(*2)-(*3) 2784.662 t	18.8 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	デイリーニコニコの日（毎月25日）に店舗周辺の清掃活動を実施					
特記事項	グリーン事務用品の購入比率を70%以上にする。 レジ袋の削減として購入量前年比を売り上げ前年比と同数にする。 廃油リサイクルシステムの導入率を80%以上にする。					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。